

## 裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第22回）開催結果概要

### 1 日時

平成19年11月12日（月）午後3時から午後5時まで

### 2 場所

最高裁判所予備室

### 3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

秋葉康弘，秋吉仁美，飯田裕美子，井堀利宏，金田茂，酒巻匡，仙田満，  
高橋宏志〔座長〕，中尾正信，前田裕司，山本和彦

（事務総局）

戸倉三郎審議官，氏本厚司総務局第二課長，吉崎佳弥総務局参事官，  
花村良一民事局第一・三課長，伊藤雅人刑事局第一・三課長，  
春名茂行政局参事官，松村徹家庭局第一課長

### 4 進行

#### （1）新委員の紹介

戸倉審議官から，金田茂委員が紹介された。

#### （2）意見交換

第2回報告書について

#### （仙田委員）

建築家の視点から，建築関係訴訟及びその審理期間に影響を及ぼす要因について若干感想を述べたい。

日本の建築建設投資は，民間及び公共投資を含めてピーク時の6割程度に減少しており，第2回報告書を見ると建築関係訴訟の件数も平成16年をピークにして少し減ってきている。しかし，私は，新築件数が少なくなったために建築関係訴訟も今後劇的に減るという状況にはならず，逆に訴訟率もしくは紛争率は高まるのではないかと感じている。というのも，それは，やはり近年の事故あるいは

事件等を見ても分かるとおり、建築コストが極めてシビアな状況になってきているということにあるのだろう。建設会社の方々と話していても、これまでは、瑕疵などが発覚してもすぐに紛争に向かうのではなく、速やかに建築会社内部で検討して責任を持って対処するという下地があったのが、最近では、そのような余裕が建設会社になくなっており、クライアント側もあいまいな処理で済ますことがなくなっていると感じる。

また、建築関係の訴訟は裁判手続の迅速化が強く要請される分野だろうと思う。建築関係の紛争の大きな長期化原因の一つとして、契約形態に非常に問題があり、契約の書面化が進んでいないことが挙げられるが、今回の建築士法改正で、クライアントに対する設計者の説明義務が二段階にわたり要求されるようになるなど、多少は改善できたのではないかと考えている。しかし、先ほども述べたように、紛争の数はまだまだ増えていくのではないかと考えている。

建築関係訴訟は、専門的知見の必要性が高いが、医療紛争などに比べて、専門的な弁護士が少ないのが実情である。最近、建築学会は弁護士会との定期協議を始めているが、やはり専門的知見に関しては、ネットワークの構築が必要だと感じている。

(山本委員)

第2回報告書において、統計上は「その他の損害賠償」や「金銭のその他」などとして特定されていない項目について検討した結果、相続関係訴訟や境界確定訴訟、あるいは多数の事実主張がある損害賠償請求訴訟というような類型が抽出されたことで、おおむね類型化が可能な事件類型についてはカバーできたのではないかという印象を持った。そして、それぞれの事件類型ごとに時間がかかる要因を分析されているので、今後は、事件類型別の分析という観点からは、ここに記載された内容を深めていくとか、あるいは統計データで補足できるものについては補足していくという方向で検討をしていくことになるのだろう。

今後の要望としては、最後の「その他専門的知見を要する訴訟」という類型が、

ややくり過ぎではないかという印象を受けるので、この点をもう少し細かく検討していく余地はあるのだろう。例えば、同じ専門的知見の訴訟でも、コンピューターソフトウェアの取引の訴訟と製造物責任の訴訟とではかなり様相が違いうように感じるので、こういったところをもう少し分析する余地はある。

また、最後の「おわりに」という部分で、横断的な要因が指摘されているが、私自身もこれが今後の分析の一つの課題になるだろうと感じた。裁判官から弁護士や当事者を見たときの意見はこれまでのヒアリング等でいろいろ出されたと思うので、今後は、弁護士から見た裁判官や当事者、場合によっては、当事者から見た裁判官や弁護士の評価というものを調べてそれを検証していくという作業が考えられる。そして、その際には、充実、適正を図るという観点から、必ずしも必要でない無駄な時間、つまり裁判官も弁護士も当事者もだれも何もしていない時間がどこに、どの程度あるのかという視点での検討が考えられる。もちろん、事件を熟成させるための期間のようなものはある程度必要で、一概にそれが全部無駄だと言うつもりもないし、また、それをゼロにすることも実際は不可能なことだろうとも思うが、そのような時間をできるだけ少なくしていく努力というものにはあり得るだろうから、裁判官、弁護士、当事者それぞれについてこの点を検証していくという視点は必要だろう。

なお、別の研究会で、最高裁判所の協力を得て、訴訟の利用者に対してアンケート調査を行ったところ、訴訟の時間についても幾つか興味深い結果が出ているので、ごく簡単にお話しさせていただきたい。当事者が訴え提起をちゅうちょした理由として、訴訟に時間がかかることを挙げた当事者の数が80%以上となっており、非常に多い。また、訴訟を提起するにあたり、訴訟に要する時間の予想が全然立たなかったという当事者が60%となっていた。この辺りが私は非常に重要な点と思っており、統計データから見ると、訴訟の期間というものは、客観的に審理期間が短くなっていることは明らかだけれども、当事者はやはり長いと思っていて、訴え提起をちゅうちょしたり、その期間を予測できない者が相当数

いるということは、この検証の中でも考えていく必要があるだろう。

この点については、訴訟に要する期間が短くなっても、訴訟に至る前の段階が非常に長いという可能性もある。そうだとすると、結果として、一般の人は、訴訟とそれ以外とで区別せずに紛争全体として見ていて、やはり紛争解決に時間がかかっていると思っているのではないかと考えられるので、そういう観点からは、できるだけ紛争の早い段階で、訴訟なり、ADRなりを利用して、紛争解決の行動に着手していくことが必要ではないかと思う。また、時間の予想が立たない場合には、人は非常に時間がかかるという印象を持つのではないかと思う。これは司法制度改革の中で計画審理とか計画的審理の議論の際にも指摘されていたことであるが、もう少し審理時間の予測が立つようになっていくことも必要ではないかと思った。

(金田委員)

第1回報告書と第2回報告書を読み比べると、事件票がかなり改定されているようであり、調査がかなり深化したという感想を持っている。

さらに、民事の分野では、諸外国の比較までしており、国民からどういうふう  
に司法が見られているかということも非常に参考になった。

また、裁判の迅速化ということはトータルで問題になるわけであり、第2回報告書で、刑事、民事ともに第一審に加えて、控訴審の分析も進めておられるのは、よい調査ではないかと思っている。

刑事の関係では、特に公判前整理手続の関係になるが、330例程度をもとにして調査、分析したということで、この報告書では非常に控え目な分析しかしておられないのだが、その内容は、検察の現場において感じるものが記載されており、ここで行っている主要な分析というのは、ほぼ当たっているように思う。次回の分析の際には、公判前整理手続に付された事件が相当増加しているはずなので、いろいろな分析をしていけるのではないかと思っている。ただ、公判前整理手続に関しては非常に長くかかっている部分もあり、1年以上かかっているもの

も散見されるわけで、そういう長期にかかったものに個別的な分析をしていくことも、今後は重要になるのではないかと感じている。

(中尾委員)

日弁連から提出された第2回迅速化報告書に対する意見書では、基本的には、第2回の報告書は客観的なデータに基づき深く多方面から検証していると評価している。ただ、前々から言っているとおり、審理期間という着眼の中で、充実とか適正という面、その他、裁判所側の問題や我々弁護士側の問題も当然含むので、意見書は、人的・物的体制や司法制度といった基盤の検証も併せて、今後どうしていくべきかというような基調でまとめている。また、民事の場合には、事件類型ごとに意見を述べており、例えば、相続関係訴訟についてはもう少し裁判所がイニシアティブを発揮しながら運営していくということが望まれているのではないかなというようなことも書いている。

(前田委員)

刑事関係については、個別の事例をパターンとして検討したが、やはり個別事例としての特徴が顕著であり、なかなか一般化して論議するのは難しいと感じていた。

それから、刑事裁判については、公判前整理手続等の新しい制度が導入されたので、そのデータをしばらく見ないとなかなかはっきりした意見は出せないというスタンスで日弁連の意見書は記載されている。

今後の検証の在り方(刑事訴訟事件)について

伊藤刑事局第一課長から、今後の検証の在り方について、次のとおり説明がされた。

- ・ 公判前整理手続において争点及び証拠が十分に整理され、連日的開廷を基本とする実効的な審理予定が立てられれば、これまでの長期化要因が大きく改善する可能性が高いと考えられる。その意味で、今後は、公判前整理手続の効果的な運用が定着するかどうか重要であり、審理期間、開廷回数、開廷間隔や

開廷時間などといった観点から、公判前整理手続の運用状況や問題点を可能な限り明らかにしていきたい。

- ・ 最近、公判前整理手続自体に長期間を要した事例も散見され、その原因としては様々なものが想定される。実際には、証拠開示をめぐるやりとりに時間がかかった事例も少なくないようであり、この点については、例えば、証拠開示に関する裁定にまで至った件数、裁定が求められた証拠の種類などといった切り口からの分析が考えられる。

(前田委員)

弁護人が同時に何人付いているかというデータは、事件票で分かるのか。

(伊藤刑事局第一課長)

事件票では弁護人の延べ数は分かるが、例えば審理の途中で弁護人が解任され、新たに弁護人が選任された場合も2人とカウントされるため、同時に何人の弁護人が付いたかということとは分からない。

(前田委員)

公判前整理手続を経て裁判員裁判をやるとなると、裁判員裁判対象事件でも6割から7割程度は国選弁護が予想されるわけであり、その場合の弁護人の執務態勢を整備しないと、短期間・集中的な審理は困難になるという懸念がある。この点、弁護士会としては、裁判所に対して、できる限り複数選任という態勢で臨んでもらえないかという要望を出している。弁護人の数が少ないために、本来集中的にできるはずのものがなかなかうまくいかないというようなことがないような態勢で臨む必要があると感じているので、弁護人が同時に何人付いているかというあたりをデータ上明らかにしていただきたい。

(戸倉審議官)

事件票をもとにデータを取ることは難しいが、必要があれば、法テラスに対してデータの提供を依頼するなどの方法も検討していきたい。

(井堀委員)

裁判員裁判対象事件は特に注目されるのできちんとやられると思うが、それ以外の事件にどういう影響をもたらすのか興味がある。一部にエネルギーを注げば、それ以外の事件がないがしろになる可能性もありうると思う。仮に、裁判員裁判の対象でない事件にマイナスの効果がかかなりあるようであれば、全体として必ずしも好ましくないということになる。

(伊藤刑事局第一課長)

裁判員裁判導入後、非対象事件についてどのような影響が出るかは、データに基づいて検証していく必要があるものと考えている。

(戸倉審議官)

この点については、両方の可能性があり得ると思う。すなわち、理想的にいけば、すべての実務が、裁判員制度の運用に影響を受けて、良い方向に行くという可能性もある。しかし、仮に、人的、物的態勢などが十分整備されないという状況になれば、最優先のものだけに力が注がれ、それ以外の事件が遅れてしまうという可能性もあり得る。その辺も十分注意して全体を見ていかないと、十分な検証にはならないと考えている。

(中尾委員)

公判前整理手続の運用をより深く検証することには賛成なのだが、データの取り方に関して、例えば公判前整理手続の期日の回数だけでなく、正式な期日ではない事実上の協議の回数や時間などといった、恐らく事件票では取れない部分についてのデータのアプローチの仕方について、どのようにお考えか。

(伊藤刑事局第一課長)

御指摘の点は事件票では取れないデータなので、公判前整理手続の期間や期日回数に比べて受理から第1回公判期日までの期間が非常に長いというような状況があるのかなど、まず平成19年分のデータを見て、必要があれば、別途分析する方法を考えていきたいと思っている。

(秋葉委員)

公判前整理手続期日の回数が何回かということよりも，トータルとしての公判前整理手続期間の長短が一番問題になるのではないかと思う。正式の公判前整理手続期日でやるのか，事実上の打ち合わせでやるのかというのは，余り大きな問題にはならないような気がする。

(前田委員)

公判前整理手続の期間について，これほどの期間をあけてやっているのはおかしいという批判を受ける可能性もあるから，何回入れたかなどその期間中の密度については，やはり検証の対象になると思う。

(酒巻委員)

書面でのやりとりも含めた準備全般を対象とするということになると，検察官と弁護人の間など，裁判所が関与していない場面も含めてすべてを数値化しないと，かえって実態とずれてしまうのではないか。また，そのような部分まで統計データとして集めることが可能かという問題もある。公判前整理手続を長くやっているのはなぜかということを検証する上で，期間を調べることには意味があると思う。

(戸倉審議官)

事実上のものを含めるということは，一つには，何ををもってカウントすべきかという問題があり，技術的に難しいだろうと思う。

また，争点整理や公判前整理がどのくらい充実して，どういう問題点があるかということを見るのに，その回数を示すことはそぐわないのではないかという印象も持っている。

公判前整理手続が相当長期化しているものについては，やはりそれなりの事情があるだろうから，そういった個別の長くかかる要因や，うまく機能しない要因を見ていく方が良いのではないかとはいっている。

(秋葉委員)

実際の現場の感覚としては，関係者が慣れてくれば次第に正式な期日は開かな

くなるのだろうと思う。特に、検察官や弁護人が慣れてくれば、裁判所側がいろいろと音頭をとらなくても手続はどんどん進んでいくようになり、事実上の打ち合わせもそれほど必要ではなくなってくるだろう。この点は、今後、実務自体が動いてくるのではないかと思う。

また、弁護人の数については、いくら制度が変わっても審理途中で弁護人が替わる割合は基本的には変わらないのではないかと思うので、従前の数値と比較すれば、複数選任が増えているのかどうかは分かるように思う。

(高橋座長)

公判前整理手続の期間がなぜ長くかかっているのかという原因を統計的見地から分析するとすれば、どのような方法が考えられるか。

(酒巻委員)

推測とこれまでの経験からいうと、公判前整理手続で長引くということは、どこかでもめごとがあるということであり、もめごとが一番あり得るのは、やはり証拠開示だろうと思う。そこで、まず、もめた内容は何か、それがもし証拠開示絡みであるとするれば、今度は証拠開示に関する解決の結果が、裁定という制度の最終的手段を使ったものかどうかを突っ込んだ形で示していくことが考えられよう。

(高橋座長)

日弁連の意見書でも、証拠開示の実情についてもさらなる検証が必要だとあるが、証拠開示の実情は調査可能なのか。

(酒巻委員)

最後までもめて法律上の最後の決着である裁定まで行ったものは調査することができるだろう。しかし、裁定に至らない事件で証拠開示が争いになっていたということまで調査することは難しいのではないか。

(戸倉審議官)

現時点での問題点を推測すると、まず証拠開示の要件に該当するかどうかを微

妙でもめているケースというものが考えられるが、これは、事例の積み重ねによりある程度の結論が出ていくと思われる。次に、裁判所から見ると、およそ開示の対象に当たらないのではないかと考えるようなものについても、証拠開示請求がされる場合があるのではないかと考えている。この点については、まだ始まったばかりの制度であり、それぞれの事例において、関係者の共通認識ができていないとすれば、そのために長くかかっている可能性もあるだろう。

証拠開示については、個別に事例や情報を集めて、いろいろな方法で、何が問題なのかということをもまずは検討してみないと、分析は難しいと感じている。

(飯田委員)

公判前整理手続の導入により手続が早くなることはもちろん望ましいことだが、公開性や透明性の観点から言うと、もともと公判で手がけていたものが公判前整理手続になり、その方法もいろいろ差があるということで、その部分が、迅速化はしていくが中身が全く見えないというのも、少々心配だと感じている。

(伊藤刑事局第一課長)

公判前整理手続自体は基本的には公判の準備をしているので、そこでやった意味があると思われることはすべて公開の法廷で明らかにされる。それから、意味のない部分も含めて、公判前整理手続をした争点整理の結果については、公判の冒頭の方で最初に説明するということになっている。

とはいえ、例えば重大事件で、これまでであれば早く第1回公判が始まっていたのが、公判前整理手続を入れることにより、これまでよりは若干遅くなるということは事実としてある。その意味では、公判の一部を前倒ししてその部分が非公開になっているという見方もあり得るところだとは思う。そこは、報道対応などの配慮も要すると考えている。

(戸倉審議官)

公判前整理手続については、第1回公判前までの間に何をしているのかが分からず、結局どう争われるのか見えてくるのが非常に遅いという指摘や、証拠の採

否も含めて、争点整理がされていく過程が法廷でもっと見えた方が良く、公開性、透明性という観点からも望ましいという指摘がある。公判前整理手続が行われても、例えば任意性や刑事訴訟法321条該当性などといった大きな争点については、やはり公判の場で決着がつけられるのではないかと考えているが、その辺りは、運用を考えていく中で、意識してやっていくことになるだろう。

今後の検証の在り方（民事訴訟事件）について

花村民事局第一課長から、資料1及び2に基づき、民事訴訟事件の審理期間に影響を及ぼす要因について説明がされた。

（中尾委員）

資料1の「論点のブレイクダウン」の「提訴前の準備の充実」の部分や「期日間の準備の充実と的確な争点整理」、「証拠調べの充実」の部分辺りの論点等が、弁護士へのヒアリングにおいて期待される。

ただ、関連して、資料2の右上の「争点の形成・絞り込み」の矢印が、相手方と弁護士の間だけを結んでいるが、争点整理の関係では、裁判所の関与が大きなキーポイントになると思う。

日弁連の内部的な話になるが、民事裁判手続に関する委員会というものがあり、平成17年に弁護士に対するアンケートを実施していて、その中の争点整理の項目では、50%以上の感想として、もう少し裁判官のイニシアティブをとった関与が必要ではないかという意見があった。代理人間では駆け引きや戦術的なものもあって、どうしても網羅的な争点を一応主張せざるを得ない。それでも、ある程度争点の比重は想像できるのだが、証拠調べに入って争点がずれてくることもある。やはり、裁判所から見て一番関心のある争点というものがあると思うので、裁判所が当事者と争点についてかみ合わせをしなければ効果的な争点整理ができないと思う。弁護士ヒアリングの中でも、争点整理における裁判所のかかわり方という点をヒアリングしていただきたい。

もう一つ、当事者のエリアに「事件関係の把握」というのがあがるが、実は、こ

これは当事者と弁護士の間に来るべきではないかと思う。というのは、当事者は、ある程度弁護士に相談した段階で、何が重要な事実関係であるかについて、体験はしているが意識していない部分がある。従って、我々が法律上の争点との関係で非常に重要だと思われる事実関係について、当人はむしろ関心が低い場合があるので、やはり、この事実関係の把握というのは、当事者と弁護士との共同作業によって何が争点との関係で重要な事実関係なのかを把握して確定していくものだと思う。また、訴訟となると、依頼者だけの情報ではなく相手方の情報が入ってくるので、事実関係の把握の仕方、事実整理の仕方がかなり変わってくる。従って、むしろ、争点整理の基本部分として事実関係をどう把握していくか、何が重要で何が重要ではないか、その重要部分についてもっと詳しいことはないかといった点を我々弁護士は研究して、確定して、証拠調べの準備をするということになるので、この把握というものはむしろ真ん中に来るのではないか、という感想を持った。

(仙田委員)

建築関係の紛争では、取引が高額であるためにクライアントが非常に感情的になる傾向があるが、弁護士が建築に関する専門知識を持たないために、本来であれば訴訟にならないような事案であっても、どんどん訴訟に持っていくというケースが散見される。この点、経験の深い弁護士へのネットワークや事前に建築の専門家の判断を得られるようなネットワークづくりを、もう少しきっちりとやっていたら、何でも訴訟に持ち込んでから争点整理に膨大な時間をかけるという状況は、多少解消されるのではないか。例えば、アメリカなどでは建築専門の弁護士がいて非常に助かるのだが、日本はまだまだ専門弁護士が非常に少ないように思われるので、このあたりの実情について調査ができればと思う。

(前田委員)

時間を要するのは「当事者との共通認識の形成」の部分だと思う。こことそのすぐ右の「当事者からの情報・資料の収集」という辺りに焦点を当ててヒアリン

グをされるのが、よろしいのではないか。

解決手段の検討に関しては、先ほど山本先生が指摘されたとおり、期間との関係でどうするのかで選択肢が分かれる。依頼人側は、訴訟をすると非常に時間がかかるという考えをお持ちであり、実際に我々が話を受ける場合にも、平均的にこの程度の期間を要するという説明はしてはいるが、人によっては、訴訟をやる時間がかかるのであれば直接交渉でやるとか、訴訟まではやらないといった選択をする場合もある。したがって、解決手段の検討という中では、訴訟にかかる時間について弁護士がどういう説明をしているのか、当事者との関係でどうしているのかといった辺りがヒアリングで聞ければ良いように思う。書類の作成や相手方との交渉といった点は、従来とさほど変わっていないと思うので、弁護士へのヒアリングでは、当事者との関係に焦点を当てて聞いていただくのが良いと思う。

(秋吉委員)

資料1の黄色を付けていただいた部分は、これまで統計に基づき検討してきた事項であり、裁判所側からも何となく見えている部分だと思うので、次のヒアリングでは、当事者との間で共通認識を持つための難しさとか資料集めの難しさといった、裁判所からは見えない部分について聞いていただいて、そこから、将来的に基盤整備をしたらどこにどんな手当が必要なのかということが見えてきたらおもしろい。

もう一つ、資料1の「リーガルサービスの利用に対する国民の意識」と書いてある部分に関して、私は、「裁判が遅い。」と言われる場合に、皆さんは一体何と比べて遅いと考えておられるのかということをよく考える。例えば、訴訟の実態、つまり各手続に事務処理上必要な時間等がこのくらいだと分かると、これまでの遅い早いという感覚が変わることがある。また、遅いと言われているものが本当に遅いのかは、恐らく何を望むかによってもとらえ方は変わると思うが、現在は、早く終わらせたい人に対しても、じっくり時間をかけたい人に対しても、

こちら側で一番良いと思う同じやり方を示しているような部分があるのかもしれない。早く終わらせるためにはそれなりの手続になるし、すべてを明らかにしたいのであれば、それなりの時間を要する。訴訟を利用する国民のニーズに応じてどのような手続が本当に一番良いのかということも、将来的に考えていくことができればよいと思う。

(飯田委員)

将来的には、当事者側、司法手続を利用した人の意識を、何らかの方法で吸い上げていただくプロセスがあることが望ましい。

(井堀委員)

当事者と代理人の関係についてだが、一般的に言えば、依頼者と代理人というのは、必ずしも同じことを考えているわけではないし、お互いが同じ目的を持つ共同のパートナーというわけでもない。また、代理人は、依頼者とは異なり専門知識を持っている一方、専門知識のない依頼者は代理人をしっかりと評価したり、監視したりできるわけでもない。依頼人である当事者としては、代理人が自分の望む方向にちゃんと動いてくれるようにするにはどうしたらいいのか、ということが一つの関心事になる。訴訟の関係においても、代理人である弁護士は自らがきちんとやっていることをアピールするわけだが、それが本当かどうかは当事者には分からないので、あくまで結果で判定をするしかないことになる。しかし、結果がうまくいかなかった場合も、弁護士は頑張ったがうまくいかなかったのか、弁護士が何らかの手抜きをした結果うまくいかなかったのかという評価は、当事者にはできない。ここで、我々経済学者は、弁護士がなるべく依頼者と目的が合う形で行動してくれるにはどうしたらいいのか、という視点で考えるのだが、そのときの一つのやり方は、報酬をどのように結びつけるかということにある。勝った場合と負けた場合とで代理人の受ける報酬は違ってくると思われるが、それをどういう形で、その代理人の努力に合わせてインセンティブをかけて、それに当事者たちがどこまでコミットするかという話になるが、実際問題として、当

事者と弁護士がお互いの信頼関係を金銭的な面でどのように担保しているのかという辺りには自由度があるのだろう。要するに、報酬金額がある程度機械的に決まっていれば、そこに交渉の余地はないわけだが、そこに多少プラスアルファの部分があるとすれば、それがどういう形で決まってくるかが分かると、それもお互いの信頼関係を確認する材料の一つにはなるのかもしれない。このような金銭的な信頼関係の実情にも関心がある。

(中尾委員)

一般的に言うと、結果をどう評価するかというところがやはり報酬で一番大きな話であり、逆に言うと、我々はプロセスを見てほしいという気持ちはあるが、依頼者の方は事件解決という結果を評価している。ただ、先ほど言われた信頼関係の確保の関係では、プロセスにおいて的確な報告をしていけば結果に対する評価も多少変わるということはある。けれども、基本的には、結果をどう評価するかというところで、結果が悪ければある程度報酬も低くなり、逆に結果が良ければそれが報酬にも反映する。

(山本委員)

審理期間の問題も、報酬によってかなり左右される部分が多分にあって、アメリカではタイム・チャージという制度がとられているが、この制度を採用すると、どうしても訴訟は長くなりがちで、少なくとも弁護士側のインセンティブとしては時間がかかった方が報酬が高くなる可能性が高いということがあるのではないかと思うし、逆に、ドイツなどは報酬が固定されていて、その中で、例えば判決まで至らずに、和解など早い段階で訴訟を解決した方が報酬がプラスされるような仕組みがあって、それが迅速化の方向にある程度影響していると言われているので、どうすべきかというのは難しい問題だが、確かに、そこは非常に重要な点になるのだろう。

(仙田委員)

建築関係訴訟などは、大きな事件であっても2年程度で解決してほしい。なぜ

なら、例えば4年も5年もかけた上、数十億の建造物を建て直すとなると、ほとんどの会社はつぶれてしまう。2年程度であればもう一度再生するということは可能なのだが、長引けば長引くほど、当事者は極めて体力が弱くなっていく。そういう意味では、当事者としては、弁護士費用が少々高くても、とにかく訴訟期間は短い方がトータルとして良いと見るところはある。

(高橋座長)

合理的に考えれば、審理期間を短くした方が報酬も高く取れるはずなのだが、どうもそうではないことが多いようであるし、準備書面なども内容を簡潔に書いた方がベストなのだろうが、たくさん書くと仕事をたくさんしてくれたように感じる依頼者もいるようだ。また、相続関係訴訟などになると、経済的なインセンティブだけでは当事者も弁護士も動かないところがあるのかもしれない。その辺りも意識して、弁護士ヒアリングを実施する必要があるだろう。

(戸倉審議官)

裁判所の後見的な関与という話題が出ていたが、例えば、一方の当事者が一生懸命やろうとしているのにもう一方の当事者がいまひとつ熱心にやらない場合に、裁判所はきちっとやってくれと言われるのは分かる。しかし、和解などにおいて、弁護士が言ったのではいま一つ依頼者を説得できない、あるいはあまり強い言い方をすると信頼関係が破壊するので、裁判所から言ってほしいというようなケースについては、専門家である弁護士に依頼しておきながら、その専門家の言うことを必ずしも信用しないという当事者と弁護士の関係が一体どうなっているのかということについて非常に関心がある。信頼関係という言葉も、本当に客観的な意味の信頼関係なのか、あるべき信頼関係ということを目指す信頼関係か、それとも利害をある程度維持するための信頼関係かという、その辺りがどういうところにあるかというのは、我々も関心がある部分なので、弁護士ヒアリングにおいて聞いてみたいと考えている。

(3) 今後の予定について

戸倉審議官から、弁護士に対するヒアリング調査については、現在日弁連との間で協議を進めており、平成20年1月から6月ころの間に全国8か所の高等裁判所管内の地裁本庁及び支部それぞれ2か所ずつで行う予定であること、第1回目の調査は1月初旬に行う予定であり、次回検討会ではその結果を報告する予定であることが説明された。

また、次回以降の検討会は、次の日時に開催されることが確認された。

第23回 平成20年2月15日(金)午後3時から午後5時まで

第24回 平成20年3月26日(水)午前10時から正午まで

(以上)